

第3回壮瞥町新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時 令和2年4月17日（金） : ~ :
場所 役場町長室

1 開 会

2 当面する課題と各班の対応状況（情報共有）

（1）国などの動き

- 特措法に基づく緊急事態宣言の拡大（R2.4.16） 資料1・2
- 北海道の要請事項（資料3／東京都の事例）

（2）住民対策班

（3）教育対策班

（4）総務対策班

- 公共施設の閉鎖について（資料4）

（5）経済対策班

3 今後の対応について

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議首相コメント（要旨）

令和2年4月16日（木）

- 本日、諮問委員会からも御賛同を得て、4月7日に宣言した緊急事態措置を実施すべき区域を、7都府県から全都道府県に拡大。実施期間は、5月6日までに変更はない
- 北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県については、現在の対象区域の7都府県と同程度にまん延が進んでおり、これ以外の県においても、都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から、全都道府県を緊急事態措置の対象
- 今後ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願い
- また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、施設に対して、入場者の制限を求めるなど、適切な対応をとるようお願い
- この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現する必要
- 国民には御不便をおかけするが、更なる感染拡大を防止するため、引き続きの御協力を何卒よろしくお願い
- 緊急事態宣言を全国に拡大することによって、全ての国民に更なる御協力を頂くことになる。
- 先の緊急経済対策では、収入が著しく減少し、厳しい状況にある御家庭に限って、1世帯当たり30万円を給付する措置を予定していたが、この際、これに代わり、さらに給付対象を拡大した措置を講ずべきと考える
- 今回の緊急事態宣言により、外出自粛をはじめ、様々な行動が制約されることとなる全国全ての国民の皆様を対象に、一律、1人当たり10万円の給付を行う方向で、与党において再度検討を行うよう指示
- この国難とも言うべき事態を乗り越えるため、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者、そして全ての国民の皆様、正に日本全体が一丸となって取り組んでいくしかない。
- 各位にあっては、本日決定した新たな基本的対処方針に基づき、引き続き、対策に全力を挙げるよう要請

【基本的対処方針（令和2年4月16日変更）】

東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある（この13都道府県を「特定警戒都道府県」に位置付け）

北海道知事記者会見（要旨）

令和2年4月16日（木）

- 患者の増加が続けば、札幌のみならず、北海道全体として大きな問題になる。第2の波とも言える感染拡大の危機を北海道全体としても、早期に終息させなければならない状況
- このため、
 - ・ 今週末、不要不急の外出や札幌市への往来を控えること、
 - ・ 繁華街の接客を伴う飲食店などへの外出を自粛すること、
 - ・ 時差出勤やテレワークの積極的な利用
 - ・ 感染防止のために社会的距離＝ソーシャルディスタンスを実践すること、の4つ点を道民に実践するよう呼びかけ
- その中で、今週末の道民は不要不急の外出や札幌市との不要不急の往来も控えることについては、道民すべてに対してのお願いとし、繁華街の夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど接客を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスへの出入りを控えることなど外出自粛を強く呼びかけた
- 臨時休校については、週明けから、全道の小中学校と高校の一斉休校を検討するよう教育委員会に要請するとともに、併せて、道立の不特定多数の人が利用するすべての公共施設を休館するよう指示
- さらに、道内の企業や団体に対して、時差出勤、テレワークの積極的な活用促進をお願い。各企業の状況に応じてやれることをすべてやるよう、理解と協力を要請
- 北海道ソーシャルディスタンス＝社会的距離をとることを日常生活の一部として浸透させ、新型コロナウイルスの拡大を防止できるよう、理解と協力を要請
- 先の緊急事態宣言で、第1波については、みなさんの力で乗り越えることができ、感謝。宣言中の取組は間違いなかった。第2波でも活動を実践し、道民一丸となって乗り越えていきたいと呼びかけ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和2年4月10日

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和2年5月6日（水曜日）まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

（1）都民向け：徹底した外出自粛の要請（令和2年4月7日～5月6日）

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

（2）事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・ 屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

2. 対象施設一覧

基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請 (＝休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

2. 対象施設一覧

特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

2. 対象施設一覧

施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種別	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請	学校（大学等を除く。）
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種別	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理
※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・ 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・ 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	・ 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2 m間隔の確保） ・ 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・ 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・ 店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） ・ 従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

緊急事態宣言の発令に伴う都立学校における対応について

経緯

- ・ 4月1日：春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間、臨時休業とすることを決定（ただし、島しょ地域を除く。）
- ・ 4月7日：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言の発出＜東京都を対象として5月6日まで＞

都立学校における対応

都内における感染状況がさらに拡大し、感染拡大警戒地域に該当していること、都を対象とした緊急事態宣言が発出され、都においても都内全域で外出自粛等を要請する緊急事態措置がなされたことを踏まえ、島しょ地域にある都立学校について、4月8日から5月6日までの間、臨時休業とする。（教育長臨時代理決定）

学校活動の取扱いについて（すでに休業している学校を含む。）

- ・ 入学式は延期する。
- ・ 緊急事態宣言が解除されるまで、登校日は設定しない。
- ・ 児童・生徒が自宅で行う学習課題については、ICTの活用や郵送等により対応する。
- ・ 特別支援学校において、保護者の都合により児童・生徒等が自宅等で過ごすことが困難な場合、また、子供たちの精神的な安定という観点から必要な場合は、学校で過ごすことができるようにする。
- ・ 教職員については、校務運営上、学校に出勤しないと行えない業務のための最小限の人員を除き、原則として自宅勤務を行う。

区市町村への依頼

区市町村教育委員会に対し、都立学校の取組を参考として、引き続き、感染拡大防止の取組への協力を依頼し、あわせて、子供の居場所の確保やICTを活用した学習支援等についての対応も依頼する。

このページに関するお問い合わせ

【教育活動等に関すること】

教育庁指導部高等学校教育指導課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の休館について

日頃より、本町の町政運営に対してご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月16日、北海道が緊急事態宣言対象地域となり、かつ特定警戒都道府県に位置付けられたことなどを踏まえ、本町では感染症拡大防止の観点から、次のとおり、一部の公共施設を休館することとしましたのでお知らせします。

皆様のご理解をいただけますようよろしくお願いします。

記

1 令和2年4月18日（土）～5月6日（水）まで閉館する施設

- 地域交流センター山美湖 ○図書室分室 ○遊学館 ○青少年会館
- パークゴルフ場 ○久保内農村環境改善センター ○オロフレほっとピアザ
- 来夢人の家 ※ゆーあいの家、久保内ふれあいセンターは営業します

2 令和2年4月18日（土）～5月31日（日）まで閉館する施設

- 森と木の里センター ○仲洞爺キャンプ場 ○郷土史料館・横綱北の湖記念館
- 洞爺湖園地船揚施設
- 久保内農村環境改善センターの宿泊利用（※5月7日から日帰り利用はできます）

※上記の施設は、

- ・事前予約制のため、余裕をもって再開予定を設定することが望ましい施設
- ・宿泊利用中心のため長時間滞在することが想定される施設

などであり、地域住民の社会生活維持への影響度なども考慮し、閉館期間を延長しています。